

宛先: Seung Ok Kang
件名: RE: [DARAE] Revised Enforcement Rules of The Patent Act

現場の声を反映した特許審査手続きの改善で出願人の便宜↑
－ 出願人の意見書提出期間の延長、分割出願の審査猶予許可など－

特許庁報道資料 2025-07-08

特許庁は意見書提出期間を既存の2ヶ月から4ヶ月に拡大し、分割出願の審査猶予を許容するなどの特許法・実用新案法施行規則の一部改正を7.11.(金)から施行すると明らかにした。

＜改訂事項 ①：意見書提出期間を主要国レベルに延長(既存2ヶ月→4ヶ月)＞

韓国の意見書提出期間は海外主要国*より短く、提出期間内の意見書を準備できなかった出願人は毎月期間延長申請をしなければならず、別途手数料も負担した。これを解決するために意見書提出期間を主要国水準*に延長(既存2ヶ月→4ヶ月)した。

*主要国意見書提出期間：(アメリカ・日本)3ヶ月、(中国・ヨーロッパ)4ヶ月

※ ただし、意見書提出期間よりも早く意見書が用意されている場合、意見書とともに期間短縮申請書を提出すると、迅速な審査結果を提供することができる。

＜改訂事項 ②：分割出願に対する特許出願審査の猶予を許可＞

通信・製薬・バイオなどの先端技術分野は、製品の商用化などに相当な時間がかかり、戦略的にゆっくりと審査を受けようとする出願人が増えている。しかし、分割出願は審査猶予*申請が制限され、遅い審査を受けようとする出願人の要求を満たしていなかった。今回の改正を通じて分割出願に対して特許出願審査の猶予を許容することで、分割出願した出願人も製品商用化時点に合わせて特許確保戦略を樹立できると期待される。

* 出願人の申請により、審査を受ける時点を遅らせる制度

特許法人多来 日本特許部長

パートナー弁理士 康 承玉 (KANG, Seung-Ok)

DARAE LAW & IP FIRM